

## 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p>
<p><u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u></p>	
<p>第14条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員 には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p>	
<p>第14条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員 には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</u></p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p>
<p>第14条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間について は、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この 限りでない。</p>	<p>第14条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間について は、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この 限りでない。</p>
<p><u>(再任用職員等についての適用除外)</u></p>	<p><u>(再任用職員等についての適用除外)</u></p>
<p>第14条の5 第3条の2、第4条、第4条の3及び第4条の5の規定は、地 方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1 項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又 は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>第14条の3 第3条の2、第4条、第4条の3及び第4条の5の規定は、地 方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1 項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又 は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>
<p><u>(特定任期付職員についての適用除外)</u></p>	<p><u>(特定任期付職員についての適用除外)</u></p>
<p>第14条の6 第3条の2、第4条、第4条の3、第6条、第7条第2項、第 8条、第9条の2及び第11条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>第14条の4 第3条の2、第4条、第4条の3、第6条、第7条第2項、第 8条、第9条の2及び第11条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>
<p><u>(第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についての適用除外)</u></p>	<p><u>(第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についての適用除外)</u></p>
<p>第14条の7 第3条の2、第4条、第4条の3、第9条の2及び第11条の規 定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>第14条の5 第3条の2、第4条、第4条の3、第9条の2及び第11条の規 定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、第6条、第 7条第2項及び第8条の規定は、適用しない。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、第6条、第 7条第2項及び第8条の規定は、適用しない。</p>

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、<u>自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員</u>、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>	<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>